

登園許可証の必要な感染症と出席停止期間について（R3. 12月改正）

- *麻疹（はしか） : 発疹に伴う熱が下がり、3日経過するまで
- *流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） : 耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
- *風疹（三日ばしか） : 赤みを帯びた発疹が消失するまで
- *水痘（みずぼうそう） : 全ての水疱がかさぶたになるまで
- *咽頭結膜熱（プール熱） : 主な症状が消えた後、2日経過するまで
- *流行性角結膜炎（流行り目） : 医師の診断により、伝染の恐れがないと認められるまで
- *溶連菌感染症 : 抗生物質治療開始後24時間を経て全身状態が良くなるまで
- *手足口病、ヘルパンギーナ : 全身状態の安定するまで
- *百日咳 : 特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬治療が終了するまで

.....きりりと.....

登園許可証

原村保育園

クラス名 _____

園児名 _____

診断名 _____

登園許可 _____ 月 _____ 日より登園を許可します。

医療機関名 _____

医師名 _____ (印)

記入日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日